

「定額電灯・公衆街路灯 A」についての新料金区分のご案内

お客さま各位

日ごろから当社の電気をご使用いただき、大変ありがとうございます。

近年、少ない消費電力で従来と同等の明るさが得られるLED照明などの高効率照明の普及が進んでおります。

これに対応するため、当社は、平成23年12月1日から、「定額電灯（小さな倉庫の照明など）」および「公衆街路灯 A（防犯灯など）」のご契約について、新たに「10Wまでの料金区分」を設定することといたしましたのでお知らせいたします。

これにより、定額電灯・公衆街路灯 A の料金体系は次のとおりとなります。

契約種別	現行料金	12月1日以降	
	20Wまでの 1 灯につき	10Wまでの 1 灯につき	10Wをこえ20Wまでの 1 灯につき
定額電灯	118円65銭	80円85銭	118円65銭
公衆街路灯 A	108円15銭	74円55銭	108円15銭

なお、お客さまが既に「10Wまでの照明器具」をご使用されている場合にも、12月1日からこの新料金が適用できます。お手数をお掛けしますが、当社までお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

当社は、今後ともサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成23年10月

九州電力株式会社

平成23年12月1日以降の料金は、次のとおりとなります。

事例①(定額電灯)

「定額電灯」で10Wの照明機器をご使用する場合（1か月分の料金）

現在の料金

需要家料金	「20Wまで」 電灯料金	料金計
52円50銭	118円65銭	171円



新料金

需要家料金	「10Wまで」 電灯料金	料金計
52円50銭	80円85銭	133円 (38円お得です)

事例②(公衆街路灯A)

「公衆街路灯A」で10Wの照明機器をご使用する場合（1か月分の料金）

現在の料金

需要家料金	「20Wまで」 電灯料金	料金計
47円25銭	108円15銭	155円



新料金

需要家料金	「10Wまで」 電灯料金	料金計
47円25銭	74円55銭	121円 (34円お得です)

(注1) 料金には、別途、「燃料費調整額」および「太陽光発電促進付加金」が加算されます。

(注2) 記載している料金には消費税等相当額を含みます。

(ご注意) 既に10Wまでの照明器具をご使用中のお客さまへ

- 今回の「10Wまでの料金の適用」にはお申し込みが必要です。
- お申し込みがない場合は、10W以下の電灯をご使用になっておられましても、従来通りの料金が適用されますので、ご注意ください。